

日本アーカイブズ学会登録アーキビスト登録更新（「別表 4」）に関する Q&A

1 総論

Q 1-1 申請の証拠書類は必要ですか？

A 1-1 証拠書類の提出は要求せず、自己申告に基づいて審査を行います。但し、虚偽の申告が確認された場合、日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程（以下「規程」といいます。）第 15 条に基づいて登録アーキビストの取消しとなる可能性があります。

Q 1-2 「アーカイブズ学に関する」は何を指すのですか。

A 1-2 規程【別表 1】を基準として判断します。

2 「アーカイブズに関する専門的業務の経験」について

Q 2-1 「アーカイブズに関する専門的業務の経験」は申請時までの年数を指すのでしょうか？

A 2-1 業務経験（年数）は、当該年度 3 月 31 日時点の見込みまで含みます。

Q 2-2 「アーカイブズに関する専門的業務の経験」には、アーカイブズ学、記録管理学等、アーカイブズの業務に関わる教育が含まれますか？

A 2-2 教職に関わる方であれば、本務校の業務（教育）経験を申告してください。その他、専門的業務の経験は、規程【別表 2】に準じてください。

3 「上記以外の自主的なアーカイブズ関連活動（NPO・ボランティア等）」について

Q 3-1 「上記以外の自主的なアーカイブズ関連活動（NPO・ボランティア等）」は、実働時間数が問われますか？「1 活動 1 ポイント」はどのような形で加算されますか？

A 3-1 「1 活動」については、実働時間数は問いません。そのため、同一活動内容であっても、1 日につき 1 活動とみなして加算してください。ただし、規程【別表 4】にある通り、上限は 5 ポイントまでです。

Q 3-2 自主的なアーカイブズ関連活動などでは、申告書に詳細な日付等は記載しなくてもよいでしょうか？

A 3-2 「〇年〇月」と記載してください。詳しくは、記載例をご覧ください。

Q 3-3 公文書館等で開催される講演会に参加した場合、「上記以外の自主的なアーカイブズ関連活動」として認められますか？

A 3-3 認められません。

Q 3-4 公文書館等で開催される見学会に参加した場合、「上記以外の自主的なアーカイブズ関連活動」として認められますか？

A 3-4 認められません。

4 「アーカイブズ学に関する著作」について

Q 4-1 「アーカイブズ学に関する著作」には、自費出版のものを含まれますか？

A 4-1 「国際標準図書番号」(ISBN)が表示されているものに限りませので、その点ご注意ください。

Q 4-2 「アーカイブズ学に関する著作」には、「ブックレット」のような小冊子を含みますか？

A 4-2 含みます。ただし、「国際標準図書番号」(ISBN)が表示されていること及び単著であることが条件です。

Q 4-3 「アーカイブズ学に関する著作」には、共著・共編著は含まれますか？

A 4-3 含みません。執筆部分の字数によって、「論文」「小論文」として申告してください。

5 「アーカイブズ学に関する論文(10,000字以上)またはそれに相当する専門的業績」及び「アーカイブズ学に関する小論文(10,000字未満)またはそれに相当する専門的業績」について

Q 5-1 「アーカイブズ学に関する論文(10,000字以上)またはそれに相当する専門的業績」及び「アーカイブズ学に関する小論文(10,000字未満)またはそれに相当する専門的業績」とはどのようなものが含まれますか？

A 5-1 規程【別表3】に準じますので、詳細は本ホームページ「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関するQ&A」の該当部分をお読みください。

Q 5-2 アーカイブズ学に関わる参加記・書評等を執筆した場合、「アーカイブズ学に関する論文・小論文」として認められるのでしょうか？

A 5-2 新刊紹介・参加記は認められませんが、書評は内容により「小論文」として認めます。アーカイブズに関する専門的業務の成果として認められるか、個別に審査しますので、当該業績の写しを提出して下さい。

6 「アーカイブズ学に関する研究発表およびシンポジスト・パネリスト(司会を含む)」について

Q 6-1 「アーカイブズ学に関する研究発表およびシンポジスト・パネリスト（司会を含む）」は、有志による研究会などを含みますか。

A 6-1 基本的には、一般に公開された研究会・学会等におけるものであることを要しますので、有志のみによるものであれば含みません。

Q 6-2 「アーカイブズ学に関する研究発表およびシンポジスト・パネリスト（司会を含む）」に「司会を含む」とありますが、研究発表における司会、進行などを含みますか？

A 6-2 ここでは、シンポジウムにおける「司会」を想定しています。原則として、議論への参加・調整役を果たす「司会」に限定します。よって、単なる「進行役」は含みません。

Q 6-3 「アーカイブズ学に関する研究発表およびシンポジスト・パネリスト（司会を含む）」の「研究発表」には、事例報告やポスター発表は含みますか。

A 6-3 含みます。

7 「アーカイブズ学またはアーカイブズの専門的業務に関する研修会等の講師」について

Q 7-1 「アーカイブズ学またはアーカイブズの専門的業務に関する研修会等の講師」には内部研修を含みますか？

A 7-1 外部機関（主催団体は問いません）での研修会を想定していますので、自らが所属する機関・団体における内部研修での講師は含みません。

Q 7-2 同一内容の講演を複数回行った場合は、ポイントに加算されますか？

A 7-2 1 講演を 1 回と考えますので、同一内容であっても、実施した講演回数分申告することができます。

8 「アーカイブズ学またはアーカイブズの専門的業務に関する 4 週間以上の研修会修了」について

Q 8-1 ここでいう「研修会」には、内部研修を含みますか？

A 8-1 外部機関（主催団体は問いません）での研修会を想定していますので、自らが所属する機関・団体における内部研修は含みません。

Q 8-2 ここでいう「研修会」には、アーカイブズ学関連資格取得のための講座や研修を含みますか？

A 8-2 含みます。ただし、研修会の修了がアーカイブズ関連資格取得の要件となっている場合、こちらで 10 ポイント取得したものについて、「アーカイブズ関連資

格取得」2ポイントとして申告することはできません。

9 「同 1 週間未満の研修会修了」について

Q 9-1 「同 1 週間未満の研修会修了」には、1 日未満（3 時間程度）の研修会は含まれますか？

A 9-1 含まれます。なお、本学会登録アーキビストを対象とした「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト研修会」は、ここに含めて下さい。

例えば、全史料協全国大会で開催される研修（視察を除く）・研究会は、1 年度につき、1 つ以上に参加した場合 2 ポイントとなります（同一年度で 2 つ以上に参加しても 2 ポイントとします。複数年度にわたる場合は、それぞれ 2 ポイントとして申告できます）。

10 「大学でのアーカイブズ学関係授業の履修」について

Q 10-1 「大学でのアーカイブズ学関係授業の履修」とはどのような授業でしょうか？

A 10-1 規程【別表 1】に準じますのでご確認ください。

11 「大学でのアーカイブズ学関係授業への出講」について

Q 11-1 「大学でのアーカイブズ学関係授業への出講」には本務校での授業も含まれますか？

A 11-1 含みません。あくまで他機関（大学）への「出講」を想定しています。本務校での授業は「アーカイブズに関する専門的業務の経験」として申告できる可能性がありますので、Q 2-2 をご参照ください。

12 「アーカイブズ学関連資格取得」について

Q 12-1 「アーカイブズ学関連資格取得」とありますが、ここにいう「資格」に条件はありますか？

A 12-1 「アーカイブズ学関連資格取得」については、「アーカイブズ」に関連するもの（司書・学芸員を含む）を想定しますが、条件はありません。ただし、審査時の調査のため、法人格を有する団体が認定する資格に限定させていただきます。

Q 12-2 「アーカイブズ学関連資格取得」については、どのような資格が対象となるのですか。

A 12-2 法人格を有する団体が認定する資格に限ります。アーカイブズ学との関連性については、規程【別表 1】や「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する Q&A」を参照してください。

Q12-3 同一名称の資格で級が異なる場合（1級と2級等）は、どのように考えるのでしょうか。

A12-3 級毎に別の資格として申告することができます。

* その他、各項目の詳細については、規程【別表1】【別表2】【別表3】が基準となりますので、各規程・別表・Q&A該当部分をご確認ください

2021年9月25日修正掲載